

社会福祉法人県央福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人県央福祉会の役員に対して支給する報酬について定める。

(報酬額等)

第2条 法人の指定する理事会、入札、賞罰委員会、その他の会議（以下「会議等」という）に出席した法人役員に対し、報酬を支払う。ただし、常勤職員を兼務している法人役員については報酬を支給しない。また、非常勤職員を兼務している場合で、勤務日以外での会議等については報酬を支給する。

2. 報酬の額は、1日当たり12,640円とし、源泉徴収後の金額を、その都度支払うものとする。なお、同一日に複数の会議等に出席した場合であっても、1日当たりの報酬額は変更しないものとする。
3. 専任の理事長に対しては、前項とは別に、役員報酬を支給する。支給額については、1か月200,000円とし、源泉徴収後の金額を支給する。また、7月及び12月については特別手当として、200,000円をそれぞれ加算するものとする。

(その他)

第3条 この規程に定めのない事項は、理事会において協議して定めるものとする。

(附則)

この規程は1991年(平成3年)11月1日から施行する。

平成5年4月1日	改正	平成6年4月1日	改正
平成6年8月1日	改正	平成7年4月1日	改正
平成8年4月1日	改正	平成9年4月1日	改正
平成10年4月1日	改正	平成11年4月1日	改正
平成14年4月1日	改正	平成21年4月1日	改正
平成24年4月1日	改正	平成25年1月1日	改正
令和3年3月1日	改正		